

小郡市景観計画

概要版

「あたりまえの美」を再発見
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡



平成 29 年 9 月

小 郡 市



■ 景観計画の策定にあたって

小郡市では、魅力あるまちづくりに寄与する良好な景観形成に関する意識の高まりを受け、久留米市、大川市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町とともに、河川、田園、山々等の筑後の美しい景観を一体的に保全・形成していくため、平成21年5月に「筑後川流域景観テーマ協定」を締結しました。また、同協定の締結を受け、福岡県は筑後川流域の市町を対象として、平成22年10月1日に、景観法を活用した「筑後川流域景観計画」を策定しました。

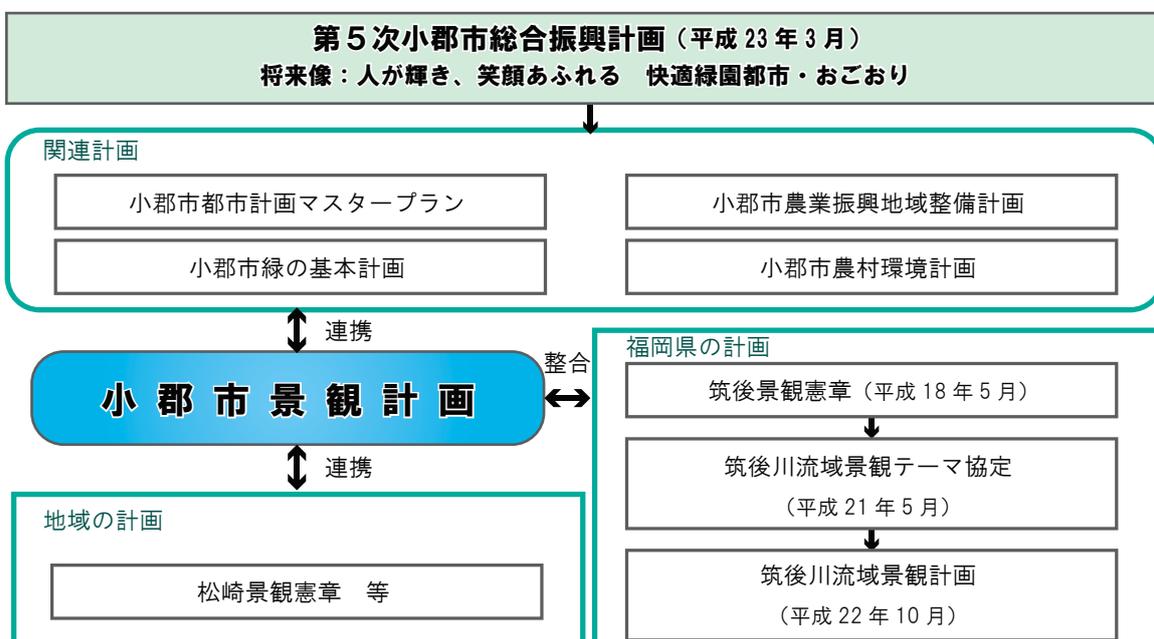
更に本市は、より本市に特化した、主体的な景観行政を推進することを目的に、平成26年4月1日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。これまで以上に良好な景観形成に向けた取組に力を注いでいくことが求められる中で、本市独自の様々な景観の価値を再認識することに加え、それらを守り、育てるための方策を示すことを目的に、本計画を策定しました。



■ 計画の目的と位置づけ

「小郡市景観計画」は、景観法に基づく事項を規定するとともに、本市の景観形成の基本的な方向性を示すマスタープランとしての役割を有しています。また、景観形成における市民や事業者、行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けた方策を示すことにより、地域固有の景観を生かしたまちづくりにつなげていくことを目的とします。

本計画は、「第5次小郡市総合振興計画」を上位計画とし、筑後川流域市町により締結された「筑後川流域景観テーマ協定」及び「筑後川流域景観計画」や、本市策定の関係する計画との整合を図り、その実現に向け連携していきます。また、地域が独自に取り組んできた松崎地区等での景観整備についても、それらの取組を踏まえて策定します。



■ 景観形成の目標

宝満川や花立山、広大な田園地帯は、豊かな自然を感じさせる風景として、本市の代表的な景観となっています。また、市内に点在する多くの史跡や神社、仏閣に加え、松崎地区に代表される旧薩摩街道沿いの集落では、旧き時代の建造物が残されており、歴史を感じさせる景観を形成しています。

しかし、普段、「あたりまえ」のように見えているこの景観も、社会経済等の変化により突然失われてしまうこともあります。この小郡の素晴らしい景観を後世に引き継いでいくためには、その価値を皆で共有し、日々の暮らしの中で大切に守り、育て、生かしていくことが重要です。

このような視点から、本市の景観形成の目標を以下のとおり掲げます。

「あたりまえの美」を再発見
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡

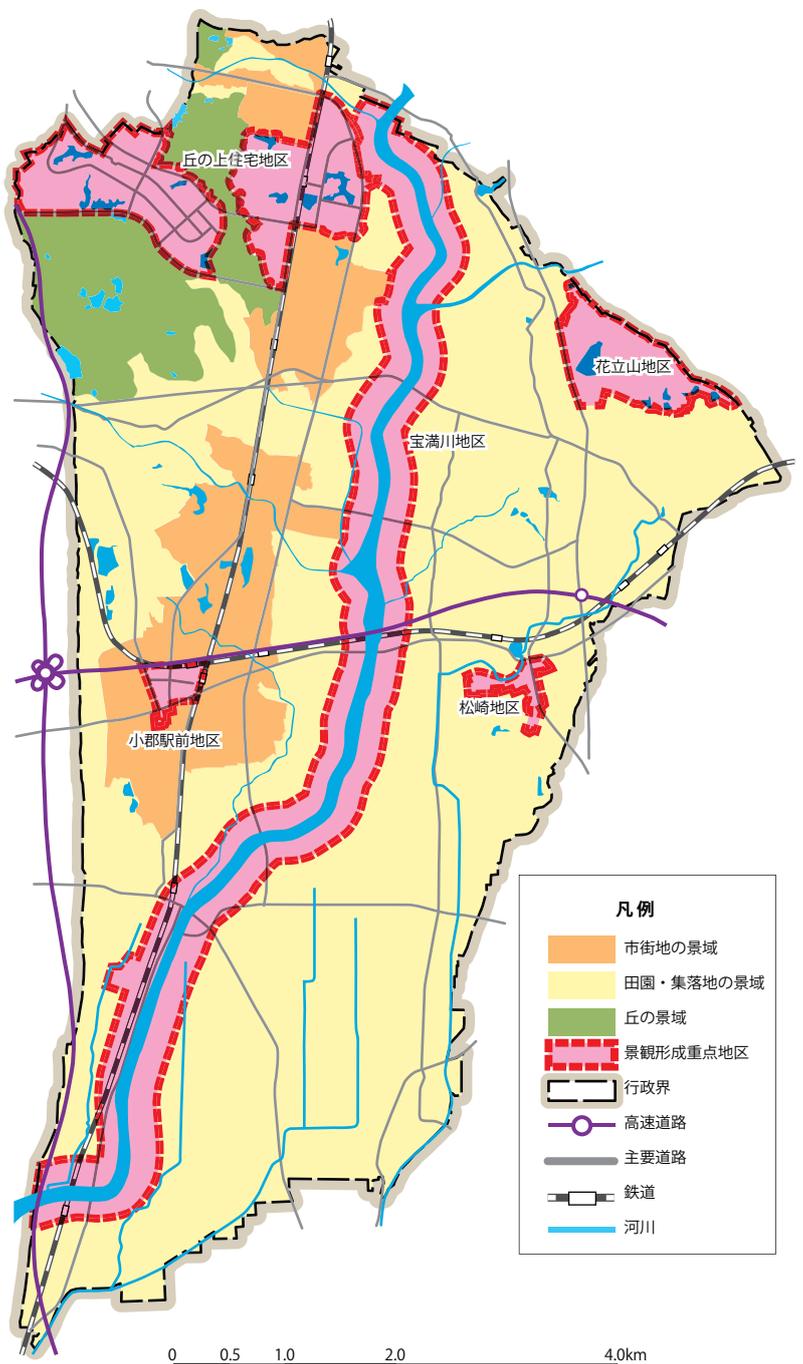
■ 景観計画区域

本市では、市全体として、まとまりを持った魅力ある景観を形成することを目的とし、景観計画区域は市全域とします。

そして、市域を地形や自然、土地利用のまとまりを踏まえた3つの「景域」に区分します。

また、景観計画区域の中で、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等について、5つの「景観形成重点地区」として指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいくこととします。

景域	市街地の景域	住宅、商店、公共施設等の土地利用がなされている地域
	田園・集落地の景域	市の大部分を占める、田園と集落が織りなす地域
	丘の景域	市北西部に現存する、緑あふれる丘陵の地域
景観形成重点地区	小郡駅前地区	市の玄関口で、賑わいの創出と、歴史的建築物の保全が求められる地区
	丘の上住宅地区	市北部の、閑静でゆとりある住環境が形成された地区
	松崎地区	旧薩摩街道の名残ある集落で、歴史的資源の保全と、それに調和した景観づくりが求められる地区
	宝満川地区	市を南北に流れる河川沿岸で、その保全と親水空間としての活用が求められる地区
	花立山地区	市唯一の里山。緑ゆたかな景観の保全が求められる地区



■ 良好な景観形成に関する基本方針

彩り豊かな自然景観・田園景観を
守り育てる



歴史・文化を物語る景観を生かす



まとまりのある市街地景観を作る



身近な暮らしの景観を整える



多様な主体による総合力で景観形成を進める



■景域別の基本方針

市街地の景域

歩くのが楽しくなる魅力ある街並みづくり

- 駅周辺等の商業地については、特に建物低層部のデザインに配慮するとともに、質の高いデザインの屋外広告物を誘導することにより、歩くのが楽しくなる街並みの創出を図ります。
- 主要幹線道路の沿道では、街路樹と沿道の建物が一体となった魅力ある通りづくりを進め、誰もが心地よく通行できる街並みの形成を図ります。

賑わいの中に秩序を感じる沿道・沿線景観づくり

- 主要な幹線道路や鉄道の沿道・沿線では、派手な外観や色彩を競い合うのではなく、ワンポイントのデザイン等で個性を表現する等、秩序ある景観の形成を図ります。
- 車や鉄道の車窓からの眺めが連続しながら変化することに留意し、周囲と調和した沿道・沿線景観の保全・形成を図ります。

歴史と文化を感じる景観づくり

- 小郡官衙遺跡や御勢大霊石神社等の歴史と文化を感じさせる資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。

田園・集落地の景域

美しい田園景観の保全

- 持続的な営農環境の形成を図りながら、無秩序な開発を抑制することにより、美しい農地の保全を図ります。
- 建築物や農地の適切な管理はもとより、生垣、敷地際の手入れや掃除等日常からの維持管理により、快適で美しい景観の保全を図ります。

ゆとりと潤いのある集落環境づくり

- 広々とした農地を背景に、中低層建築物からなる集落、屋敷林や社寺林、河川や水路からなる田園景観の構成を意識し、将来にわたり変わらない景観として適切に保全を図ります。
- 集落地では、個々の敷地における植樹、生垣や花壇等の設置、ゆとりある敷地利用等を意識することにより、それぞれの地区の特性に応じた、快適で緑豊かな景観形成を図ります。

歴史と文化を感じる景観づくり

- それぞれの集落内にある神社・仏閣や建造物等、歴史・文化を今に伝える景観資源を保全するとともに、周辺を含めた個性豊かな景観形成を図ります。

周辺環境に配慮した工業景観づくり

- 既存の上岩田、干潟の2つの工業団地及びそれらを連絡する主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進し、田園景観と調和した景観形成を図ります。
- 大規模な壁面が周囲に与える圧迫感を最小限にするよう、適切な処理および修景を誘導し、周囲との調和を図ります。

丘の景域

多種多様な生物との共生を支える自然環境の保全

- 小郡カンツリー倶楽部、津古の森等からなる豊かな緑は、多種多様な生物の生息地として貴重な自然環境であるとともに、市街地や田園部から常に背景の緑として見られる対象であることから、開発等による自然環境への影響を最小限に抑え、樹林地の保全を図ります。

自然に親しむ場づくり

- 津古の森は、豊かな自然を楽しむことのできる貴重なレクリエーションの場として、自然景観の保全・活用を促進します。

■景観形成重点地区別の基本方針

(1) 小郡駅前地区

■ 本市の顔となる風格のある景観づくり

- 駅周辺の業務施設や公共公益施設が集まる市街地では、商業地の賑わいを連続させるとともに、市の顔としての風格のある空間づくりを進めます。
- 地区内の幹線道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や施設整備等、質の高い空間づくりを推進します。

■ 賑わいのある街並み景観の形成に向けたルールづくり

- 小郡駅前地区の主要な通り沿いでは、活性化と併せて、商業ビル、マンションの高さや形態・意匠に関するルールを定め、積極的に街並みづくりを図ります。

■ 歴史的資源を活用・保全する景観づくり

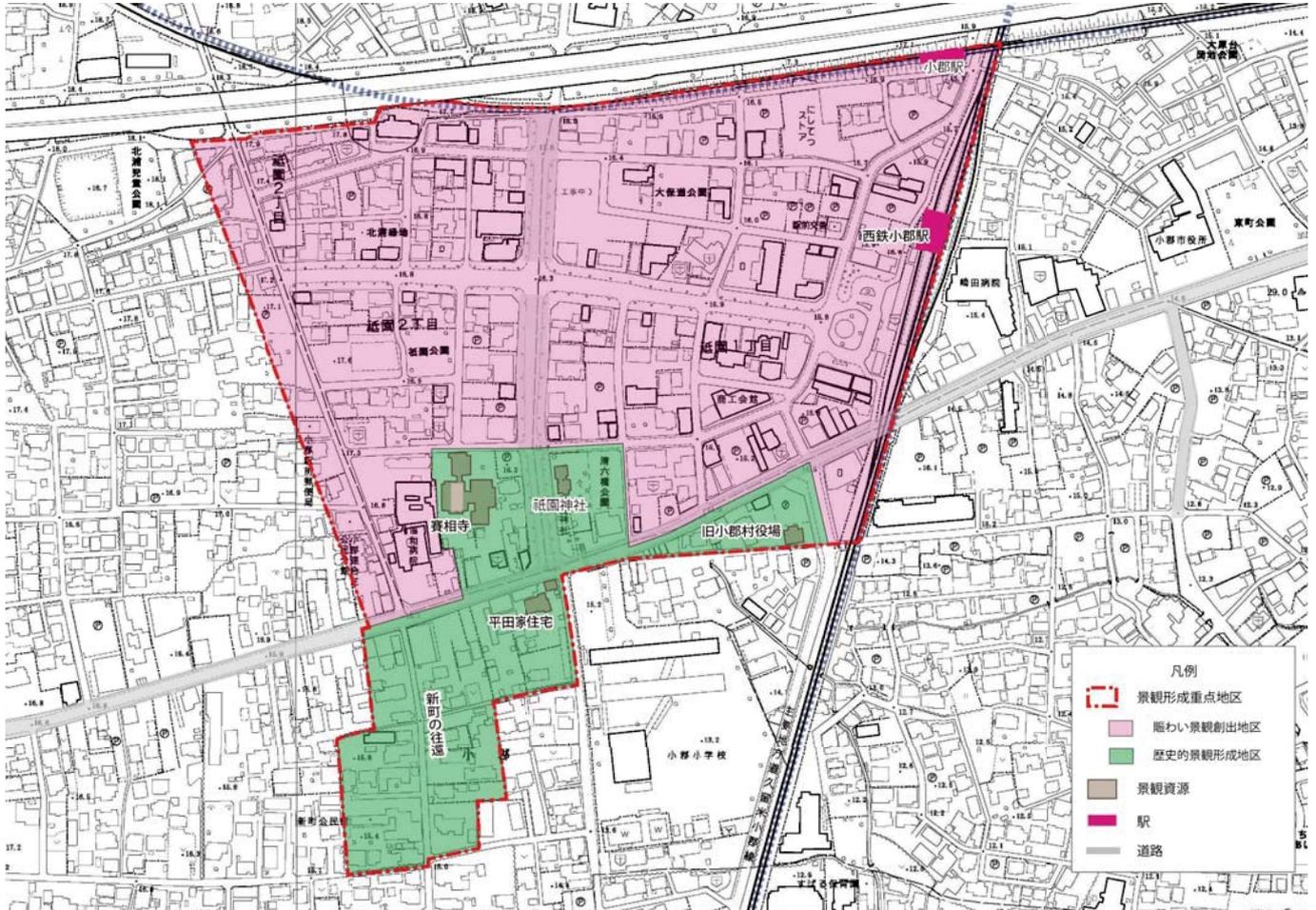
- 小郡駅前地区には、歴史を感じさせる建造物が点在しています。(例：平田家住宅、祇園神社、實相寺、旧小郡村役場)
このような歴史的・文化的建造物を適切に保全するとともに、周辺においては、これらと調和の取れた街並みが形成されるよう誘導します。



▲西鉄小郡駅前線



▲平田家住宅



▲小郡駅前地区 区域区分図

(2) 丘の上住宅地区

住宅地における潤いある緑の景観づくり

- 既存樹木や樹林の保全、ガーデニングや生垣等による緑化を促進し、緑の多い住宅地の景観づくりを進めます。
- 街路樹や公園・広場等の公共の緑についても、樹種の選定や管理に対する住民参加を進め、住む人のまちへの愛着を育む緑化を進めます。

景観協定等に基づくまちのルールづくり

- 景観協定の締結や緑化助成制度等の新設を検討し、緑化の誘導等、背景の樹林地と調和した緑豊かな住宅地として維持・育成を進めます。

三国が丘駅周辺における賑わいづくり

- 三国が丘駅周辺地区において、商業・業務機能の集積や交通結節機能の拡充等を促進するとともに、駅利用者等のニーズに応じた周辺と調和した景観形成を検討します。



▲美鈴が丘の街並み



▲あすみの街並み



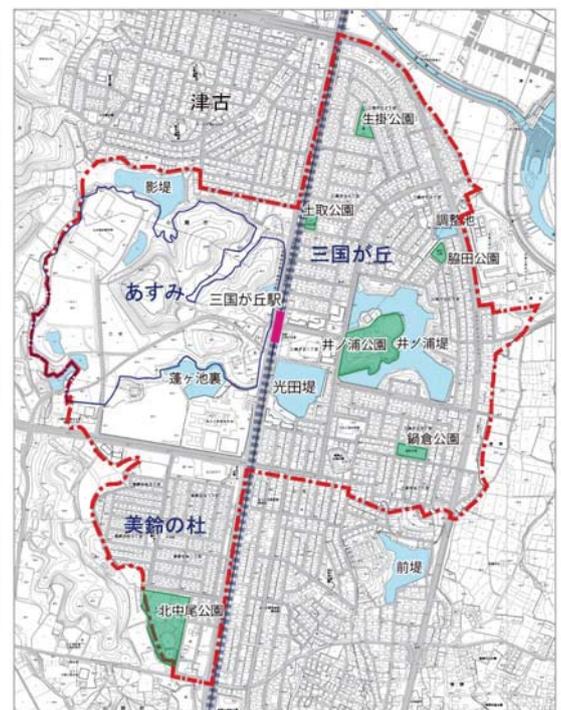
▲勝負坂公園

緑の景観形成による資産価値の向上

緑が多い住宅地は人気も高く、その付加価値は不動産価格にも影響を及ぼしています。

福岡県地価調査によると、福岡県の住宅地地価は過去10年で毎年1~4%程度下落していますが、丘の上住宅地の地価はほとんど下落していないことから、緑豊かな良好な住環境を作り出す景観は、資産価値の向上につながっていると言えます。

まちづくりコラム



▲丘の上住宅地区 区域図

(3) 松崎地区

歴史的資源の維持・継承

- 各種法制度や事業を活用し、松崎地区に残る歴史的・文化的資産の保存・保全及び復原・修復を図るとともに、所有者や管理者等との調整のもと積極的な活用を図ります。
- 地域主体の景観まちづくりを促進するとともに、その仕組みを生かした空間整備や町並み景観づくりを推進します。
- 旧薩摩街道や桜馬場の沿道において、ハード面及びソフト面の双方の景観保全につながる仕組みづくりを検討します。



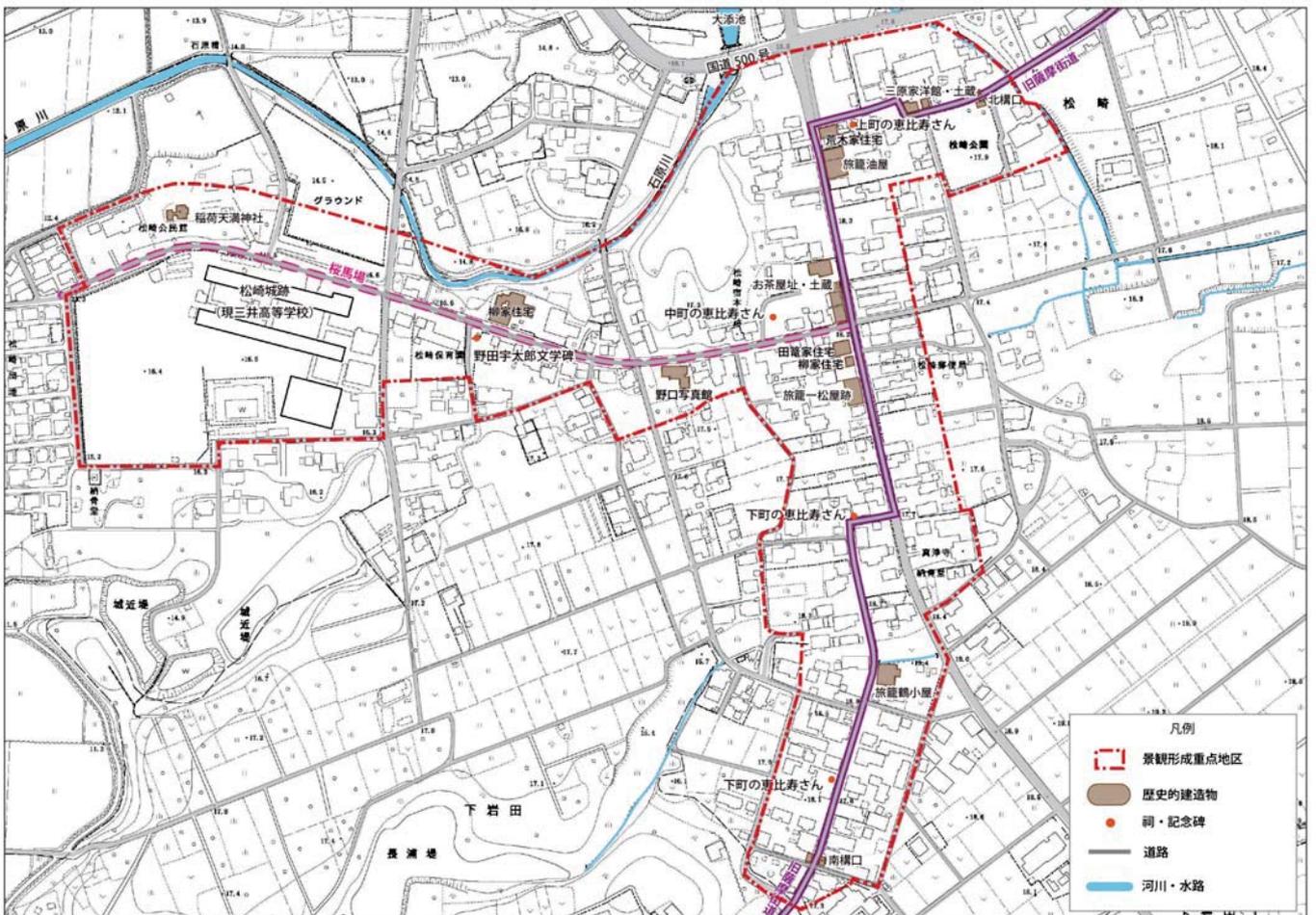
▲旅籠油屋

歴史的資源と調和した町並み形成に向けたルールづくり

- 旧薩摩街道や桜馬場の沿道では、建築物・工作物の建築等にあたっては周辺の歴史的建造物に調和した規模、形態、意匠とする等、地域の特性にふさわしい土地利用の誘導を行い、歴史的景観と調和した景観形成に努めます。



▲宿場北側の構口（市指定有形文化財）



▲松崎地区 区域図

(4) 宝満川地区

市民が日常的に自然とふれあえる河川敷づくり

- 河川敷の自然の保全・回復と自然とのふれあいのあり方を検討します。
- 地域の人々の参加を得て、河川敷の維持管理や親水空間の整備等を進めます。

宝満川の自然景観と調和するルールづくり

- 宝満川及びその周囲の土地利用や、建物及び工作物の建て方等を検討し、宝満川と周囲が一体となった自然や四季を感じられる空間を育てていきます。



▲宝満川



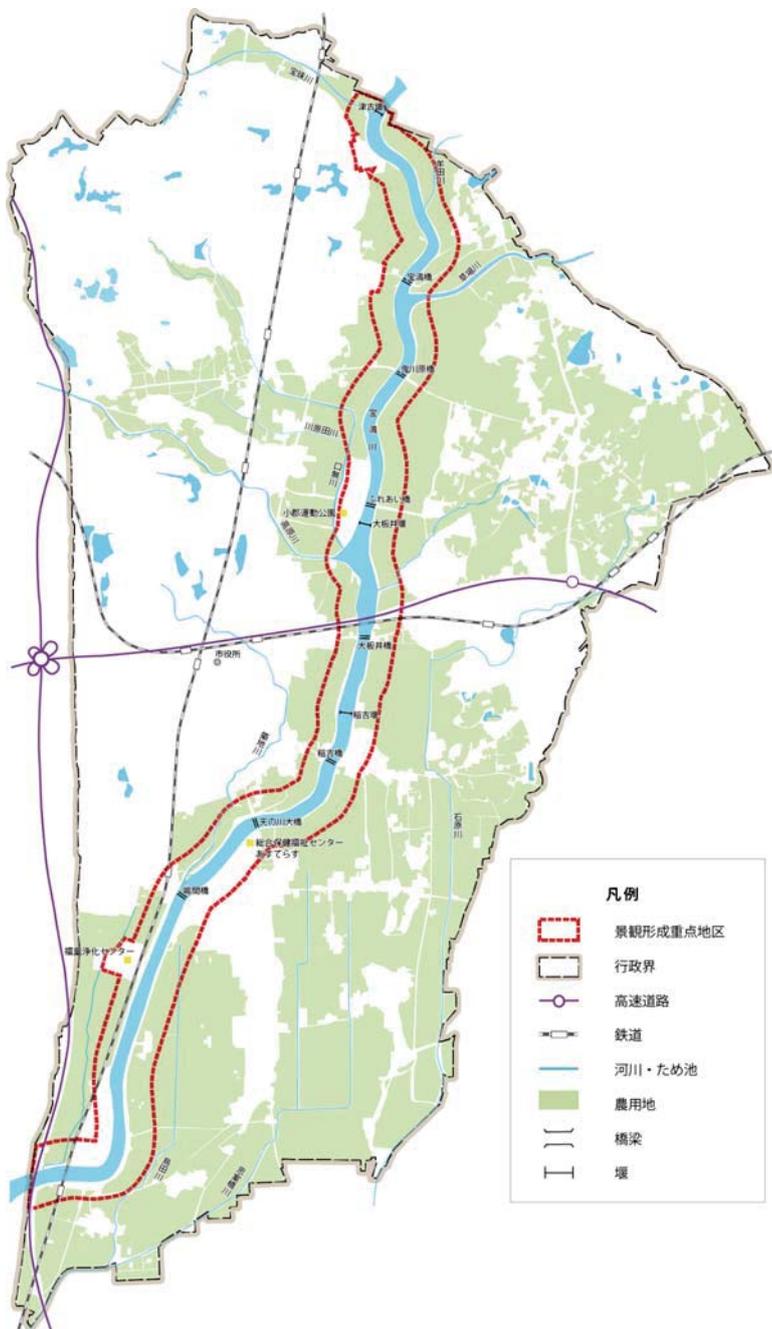
▲宝満川沿いに広がる田園風景



▲稲吉堰



▲宝満川を渡る甘木鉄道



▲宝満川地区 区域図

(5) 花立山地区

■ 花立山の魅力を生かした眺望景観づくり

- 山頂の展望台等の主要な視点場の整備や、散策路の適切な維持管理に努めます。

■ 周辺農地の保全や工作物の配置に配慮した景観づくり

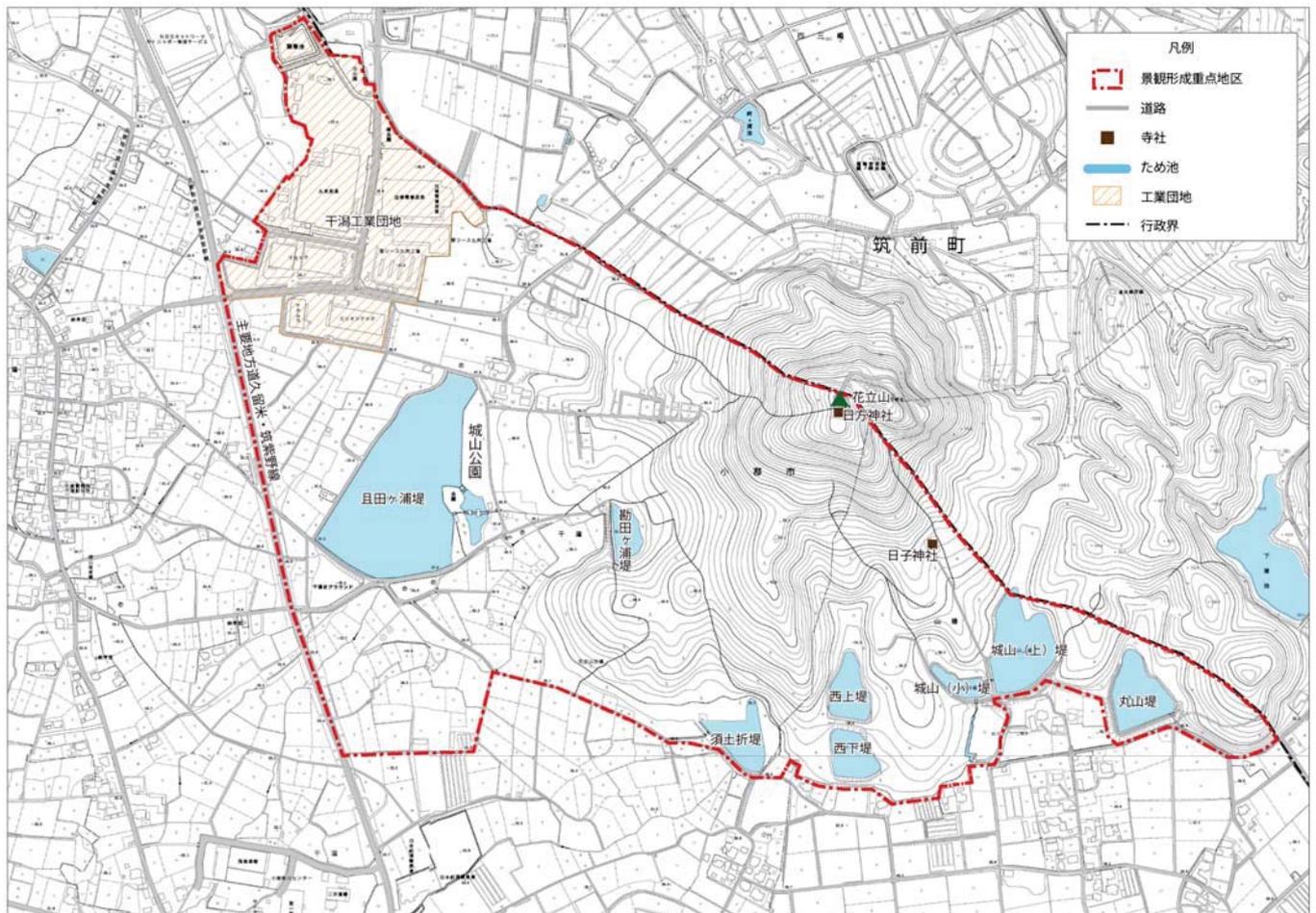
- 花立山の周辺農地の保全を図るとともに、すそ野の緑地や稜線の樹林地の景観保全を図ります。
- 花立山の眺望景観を阻害する工作物の設置についてルールを定め、積極的に眺望景観の保全を図ります。
- 干潟工業団地及び主要地方道久留米筑紫野線の沿道においては、工場地内における積極的な緑化を推進するとともに、建築物や工作物が花立山への眺望景観を阻害しないよう土地利用や建築物等の誘導を行い、周辺景観との調和を図ります。



▲城山公園の且田ヶ浦堤と花立山



▲花立山山頂から望む脊振山系



▲花立山地区 区域図

■ 景観誘導の基本的な考え方

本計画では、市全域で行われる、景観に与える影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築行為や開発行為等に対し、景域ごとの『景観形成基準』を定め、緩やかな景観誘導を実施します。

また、地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、一般基準とは別個の、地区の特性に応じたきめ細かなルールを設け、積極的な景観形成を推進します。

■ 届出対象行為

良好な景観形成に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を行う場合は、「景観法」及び「(仮称) 小都市景観条例」に基づき、市長への届出が必要となります。

届出が必要な行為		対象規模		
		市街地の景域	田園・集落地の景域	小郡駅前地区 【歴史的景観形成地区】
			丘の景域	丘の上住宅地区
		小郡駅前地区 【賑わい景観創出地区】	宝満川地区	松崎地区 花立山地区
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の行為に係る部分の延床面積の合計が500㎡以上又は高さが10m以上のもの		規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、外観変更に係る見付面積※の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの		規模に関わらず全てのもの
工作物	新築、増築、改築又は移転	塔状工作物※	行為に係る工作物の高さが10m以上のもの 【景観形成重点地区以外では、電柱を除く(無彩色のものに限る)】	規模に関わらず全てのもの
		製造施設、貯蔵施設、処理施設、遊戯施設、太陽光発電設備等	行為に係る工作物の高さが10m以上又は築造面積が500㎡以上のもの	規模に関わらず全てのもの
		垣、柵、塀、擁壁	行為に係る工作物の高さが5m以上のもの	規模に関わらず全てのもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の工作物で、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の1/2以上のもの		規模に関わらず全てのもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為		行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの	規模に関わらず全てのもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの	行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの	規模に関わらず全てのもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明		届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明		

※「見付面積」：建築物(工作物)の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。
 ※「塔状工作物」は次に挙げるもの。
 ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔

■ 届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法施行令第8条で定めるもの)
- ・ 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

■景観形成基準（1）

それぞれの景域、地区の特性と調和するよう、建築物・工作物、開発行為、土地の形質の変更等について、配置、形態意匠、色彩、緑化等の配慮すべき基準を定めます。

		市街地の景域	田園・集落地の景域	丘の景域	小郡駅前地区【歴史的景観形成地区】	小郡駅前地区【賑わい景観創出地区】
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。 □花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 □花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 □歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した建築物の配置とする。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> □商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 □住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 □歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 □ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ふもとの田園地域から見た際、背振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築はできるだけ避け、低層の建築物を基本とする。 □背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた形のある形態・意匠とする。 □主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> □駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 □低層部は街ゆく人が楽しめる開放感のあるデザインとする。特に西鉄小郡駅周辺では、路地の活用等、異域性を演出する空間を確保する。 □主要な道路に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、街並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。
	圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。				
	設備類	□建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。				
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下・無彩色は彩度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 □外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下・無彩色は彩度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下・無彩色は彩度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 □外壁基調色：有彩色は彩度 6.0 以下 □屋根色：有彩色は彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合は、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。 	<ul style="list-style-type: none"> □自然の植生に配慮した緑化に努める。 □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □自然の植生に配慮した緑化に努める。 □敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えない位置に配置する。通りから望見できる位置に配置する場合は、平面駐車場・駐輪場は、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。 	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、田園や集落地との調和に配慮した配置とする。 □花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 □花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 □歴史的建造物が面する通りについては、道路に面して建築や塀等が建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> □既存の建築物等の配置の特徴を把握し、地域の顔となるような魅力ある街並みの形成に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> □商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 □住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 □歴史的な町並みを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □周辺に広がる田園景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 □ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的資源や社寺林等の自然環境と調和した落ち着いた形のある形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □駅前の通りでは、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、建物の建ち並びや、歩道や街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。
	設備類	□道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。				
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> □工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □自然の植生に配慮した緑化に努める。 □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □自然の植生に配慮した緑化に努める。 □敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> □道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。 □垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 	
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<ul style="list-style-type: none"> □既存の地形を生かした造成に努める。 □切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 				
	緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。				
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> □まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> □田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> □まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> □まとまった緑や雑木林、社寺林等は、できる限り維持・保全する。 	
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。				
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。				
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。				

■景観形成基準（2）

		丘の上住宅地区	松崎地区	宝満川地区	花立山地区	
建築物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮し、これらを生かす配置とする。 <input type="checkbox"/> かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> 薩摩街道に面する建物の外壁面は、おおむね通りに面して連続性を確保する。やむを得ず建物を後退させる場合は、薩摩街道の町並みを著しく損なわないよう垣・柵等を設ける。	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和するよう、低層の建築物を基本とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> ふもとの田園地域から見た際、背振山系や丘陵地の稜線を切るような高層建築・大型建築は避け、低層の建築物とする。 <input type="checkbox"/> 背振山系や丘陵地と馴染むよう、勾配屋根を設置する等、形態・意匠に配慮する。
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化する等、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。			
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。 <input type="checkbox"/> 屋上に設備等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配置し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置する等、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を屋根又は外壁材として使用する場合は、その他屋根材又は外壁材と調和するものとする。	
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、統一感のある配色とする。 <input type="checkbox"/> 外壁基調色：有彩色は彩度 4.0 以下 <input type="checkbox"/> 屋根色：有彩色は明度 7.5 以下・彩度 4.0 以下 無彩色は明度 7.5 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。				
素材	<input type="checkbox"/> 建築物や工作物の素材は落ち着いた住宅地景観の形成を意識し、特に建築物の低層部や敷き際は、木や石、土（レンガ）等の自然素材の使用に努める。					
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> 樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。特に人の視線を集めやすい場所等にシンボルツリーを配置する等町並みの演出を行う。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場を配置する場合、緑化等（周囲や舗装面）により修景する。	<input type="checkbox"/> 前面道路に面して植栽を行う場合は、建築物や門・塀等による通りの景観との調和に配慮するとともに、薩摩街道の町並みに配慮した樹種を選定する。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場は可能な限り通りから見えにくい位置に配置する。通りから望みできる位置に配置する場合、駐車場・駐輪場は、植栽や格子等により修景する。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。		
工作物	配置	<input type="checkbox"/> 樹林地やため池等の自然環境の保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物等の配置の特徴を把握し、街並みとの調和に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> かつての薩摩街道沿いで歴史的風情を残す場所については、道路に面して建築物や塀等が連なって建ち並ぶ配置を基本とし、通りの町並みとの調和を図る。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備、通信用移動鉄塔の設置を原則禁止する。 <input type="checkbox"/> 緩やかに起伏する地形に馴染む配置とする。 <input type="checkbox"/> 花立山山頂等主要な眺望点から見た場合に、眺望景観を阻害しないよう配置を工夫する。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人々が集い賑わう場所の特性を踏まえ、周辺の建物や歩道・街路樹等の歩行者空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 歴史的資源や桜馬場をはじめとする自然環境と調和した落ち着いた形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺に広がる田園景観に調和する形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 背振山系や丘陵地と馴染む形態・意匠とする。
		設備類	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないように配慮する。			
	色彩	<input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/> 薩摩街道に面する垣・柵は、落ち着いた色合いの低彩度色とし、薩摩街道の町並みと調和するような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、茶系や無彩色等周囲や背景の緑・自然景観に溶け込むような配色に努める。 <input type="checkbox"/> 工作物の色：彩度 4.0 以下 ※自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用される場合はこの限りでない。		
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・柵等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生垣や緑化フェンスとする。垣・柵等を設置しない場合には、道路境界部にできるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。		<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。		
開発行為・土地の形質の変更等	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 <input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	<input type="checkbox"/> 既存の地形を生かした造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	土石類の採取			<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわれないものとする。		
	物件の堆積			<input type="checkbox"/> 資材等を堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣等の目隠しによる修景を行う。		
	緑化	<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施す等潤いある景観の形成に配慮する。				
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。				
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。				
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。				

■色彩基準について

JIS(日本工業規格)の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、良好な景観を阻害しないよう景観誘導を行います。

■景観誘導のイメージ



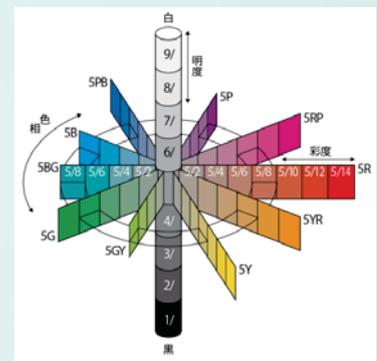
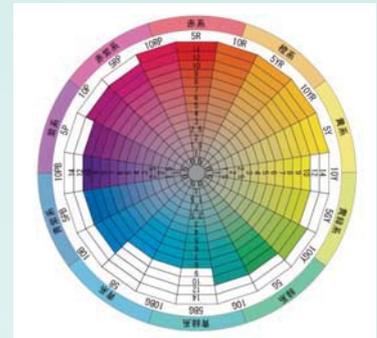
	景域・地区	部位	色相	明度	彩度
建築物	市街地の景域 小郡駅前地区 【賑わい景観 創出地区】	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
			無彩色 (N)	—	
		屋根色	有彩色	—	4.0 以下
			無彩色 (N)	—	
	上記以外の 景域・地区	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
			無彩色 (N)	—	
	屋根色	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	
		無彩色 (N)	7.5 以下		
工作物	全て	全て	—	4.0 以下	

◆マンセル表色系とは◆

一般的に色彩は、赤や青、黄等の色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、小郡市景観計画では、JIS(日本工業規格)にも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相(しきそう)」「明度(めいど)」「彩度(さいど)」の3つの尺度を組み合わせて表します。

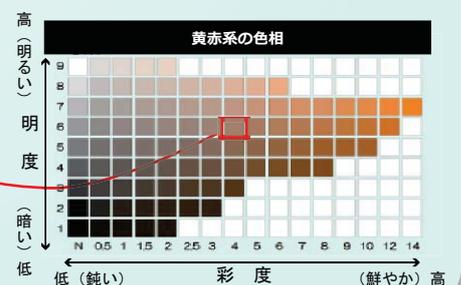
- 色相**は、色あいを表します。10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Y等のように表記します。
- 明度**は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。
- 彩度**は、鮮やかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒・グレー・白などの無彩色は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色の彩度は16程度です。



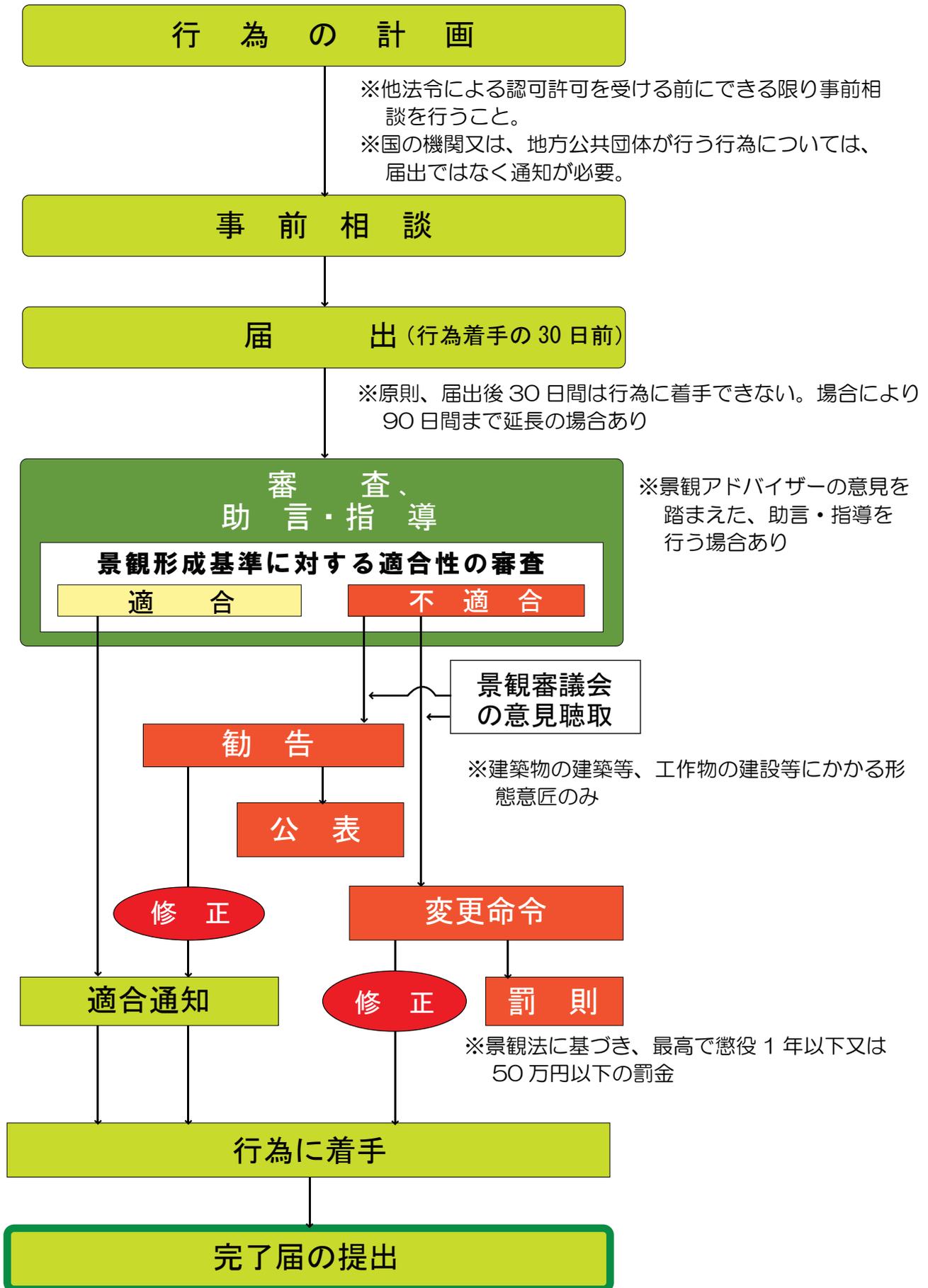
●マンセル値の表し方

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、右記のように読みます。

5YR 6 / 4
5ワイアール 6 / 4
(色相) (明度) (彩度)



■届出の流れ



■良好な景観形成に寄与する施設等の保全・整備

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

本市には、地域固有の歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等が数多く存在しています。これら本市の景観形成において重要な役割を担う建造物や樹木について、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行います。



▲御勢大灵石神社

(2) 屋外広告物の景観誘導方針

本市では、これまで「福岡県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する許可等に取り組んできましたが、今後は、屋外広告物法に基づく「(仮称)小郡市屋外広告物条例」の制定を検討し、建築物等とあわせて景観形成の上で重要な要素である屋外広告物の位置、形態・意匠、色彩等について、周囲の景観と調和した適切な誘導を図ります。



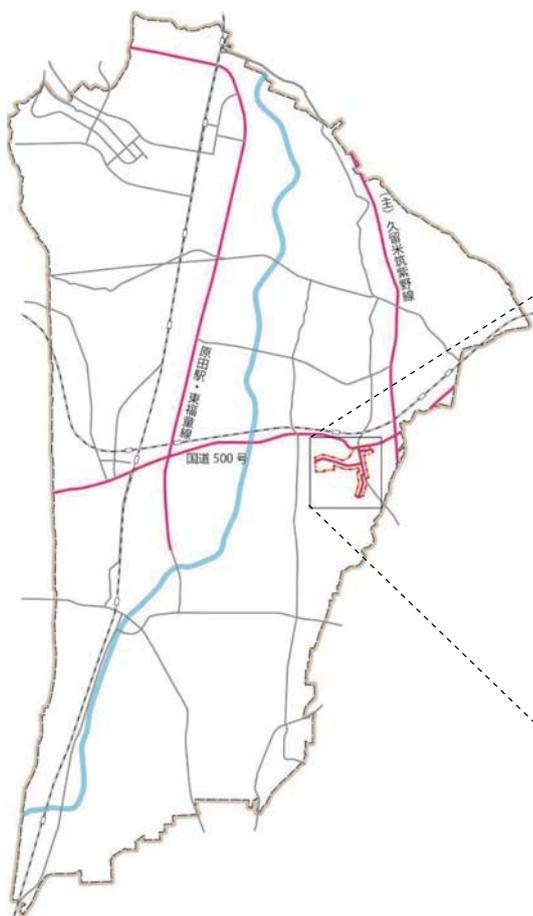
▲旧小郡村役場

(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

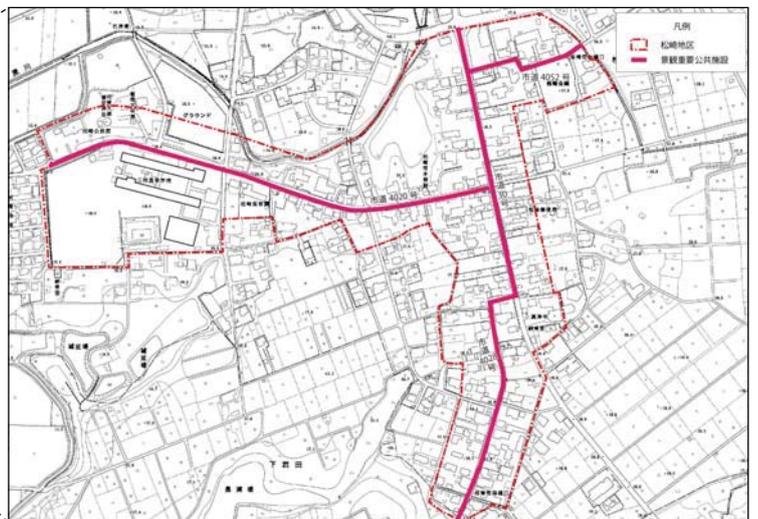
市内の公共施設のうち、本市の景観形成において重要な軸や拠点となっている施設や、その整備に伴い良好な景観形成における先導的な役割を果たす施設を「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針を定めることにより、周囲の景観と調和した良好な景観形成を誘導します。



▲福童の將軍藤



▲景観重要公共施設位置図

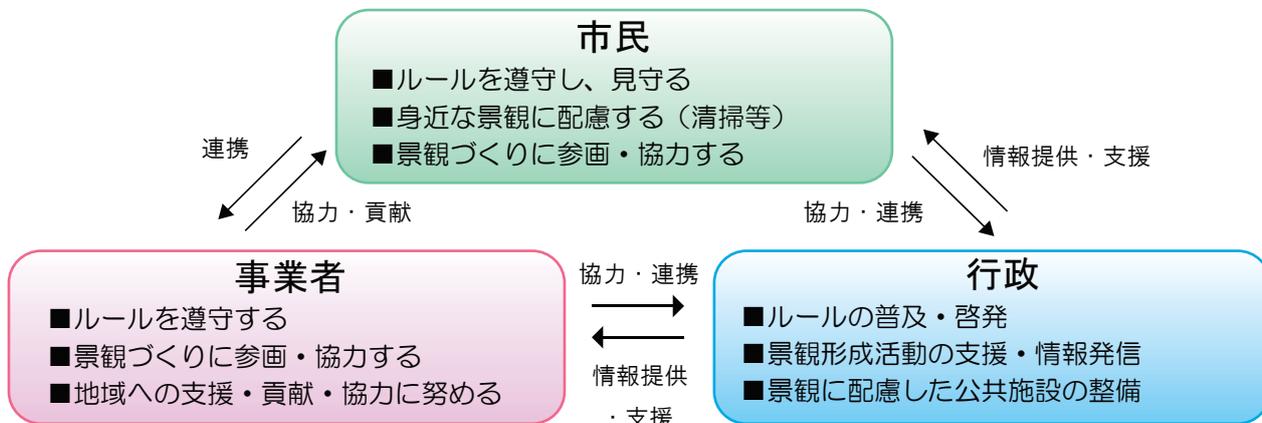


▲松崎地区 詳細図

協働による景観形成の仕組みと体制

(1) それぞれの主体の役割と連携

良好な景観形成に向けては、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を認識し、互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。景観形成の目標や基本方針を各主体が共有するとともに、できることから少しずつ実行に移していくことが重要です。



(2) 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を継続的に推進していくためには、地域において景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者や庁内の関連部署が協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

また、地域固有の景観資源やその特徴を踏まえ、景観法をはじめとした様々な法制度（都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等）を積極的に活用しながら、良好な景観形成を総合的に推進していきます。

(3) 景観形成につながる活動の推進

多くの市民や事業者が日ごろから良好な景観形成に興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベント等による啓発活動を行うとともに、良好な景観形成に関する継続的な情報発信に取り組みます。また、良好な景観形成を目指し、活発に活動を行う市民や団体等に対しては、技術的支援や助成等を検討していきます。



▲竹きりのボランティア活動 (勝負坂公園を守る会)



▲里山保全活動 (NPO 法人 三沢遺跡の森を育む会)



▲農村環境向上活動 (光行水土里 (みつゆきみどり) の会)



▲味坂ポピー祭り (味坂21の会)



▲景観美化活動 (御原校区)



▲みんなで歩こう花立山 (花立山を楽しむ会)

お問い合わせ先

小郡市 都市建設部 都市計画課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡255-1

TEL: 0942-72-2111 FAX: 0942-73-0571

Eメール: toshi@city.ogori.lg.jp

